

投票用紙の書き方

投票用紙には、次のように記入してください。
通常の書き方とは異なりますので注意してください。

川根本町長の解職投票

町長をやめさせたくない

「反対」の欄に町長の氏名を記入する

反対	賛成
佐藤公敏	

○注 意
一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。
二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

町長をやめさせたい

「賛成」の欄に町長の氏名を記入する

反対	賛成
	佐藤公敏

○注 意
一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。
二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

川根本町議会の解散投票

議会を解散させたくない

「反対」を記入する

反対

○注 意
一 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。
二 他のは、書かないこと。

議会を解散させたい

「賛成」を記入する

賛成

○注 意
一 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。
二 他のは、書かないこと。

投票の注意点

有権者の皆さんの貴重な一票も、次のような投票だと無効になってしまいます。十分注意してください。
■ 必要事項以外に、余分な記載がある場合
■ 候補者氏名をゴム印などを使い、自署しない場合

不在者投票

病院、老人ホームなどで指定された施設に入院、入所している人は、その施設で「不在者投票」ができます。投票の方法など詳しくは入院、入所先の施設にお問い合わせください。

解職・解散は

川根本町長の解職・川根本町議会の解散の賛否の決定は、有効投票（賛成票と反対票を合計した票数）の過半数で決まります。いずれの投票も、賛成の票数が有効投票の過半数だったときは町長は失職、議会は解散となります。逆に過半数に満たないときは、失職、解散はありません。

川根本町長 川根本町議会

解職投票

解散投票

【問】川根本町選挙管理委員会（総務課） ☎ (56) 2220

投票日 3月18日 日 午前7時～午後6時

期日前投票 2月28日 火～3月17日 土 午前8時30分～午後8時

場所 役場本庁または総合支所

投票日当日に仕事や旅行などで投票に行けない人は、期日前投票をしましょう。入場券が郵送されていれば、受付で提示してください。印鑑は必要ありません。

投票できる人は

- 平成4年3月1日以前に出生した人。
- 平成23年12月1日までに住民登録をし、引き続き住んでいる人。

投票できない人は

- 投票日までに、町外へ転出した人。

投票所は11カ所

投票所は右の表のとおりです。間違いのないようお出かけください。投票所入場券は、投票所での整理券となります。忘れずに持参してください。

投票日が近づいても入場券が届かなかったり、記載される住所や氏名が違ったりする場合は、お手数ですが選挙管理委員会にご連絡ください。万一紛失してしまった場合でも投票はできます。投票所の受付で申し出てください。

各投票区と投票所

投票区	地区名	投票所
1	接岨・大間・奥泉・大谷	奥泉地区集会所
2	土本・沢間・桑野山・寺馬・千頭西・千頭東	役場総合支所
3	平栗・小長井・上岸・前山・洗富小幡	文化会館
4	田代・柳三・坂京	田代区会館
5	崎平・青部	崎平地区集会所
6	藤川	藤川地域振興センター（藤川集会所）
7	水川・上長尾・高郷・八中・梅高・田野口	役場本庁
8	下長尾・瀬平・久保尾・下泉・壱町河内	中川根南部小学校 体育館
9	久野脇	久野脇コミュニティ 防災センター
10	地名	地名地域振興センター（地名集会所）
11	徳山	徳山コミュニティ 防災センター

町の未来を左右する大切な投票です。あなたの貴重な1票を投じてください。

3.18sun